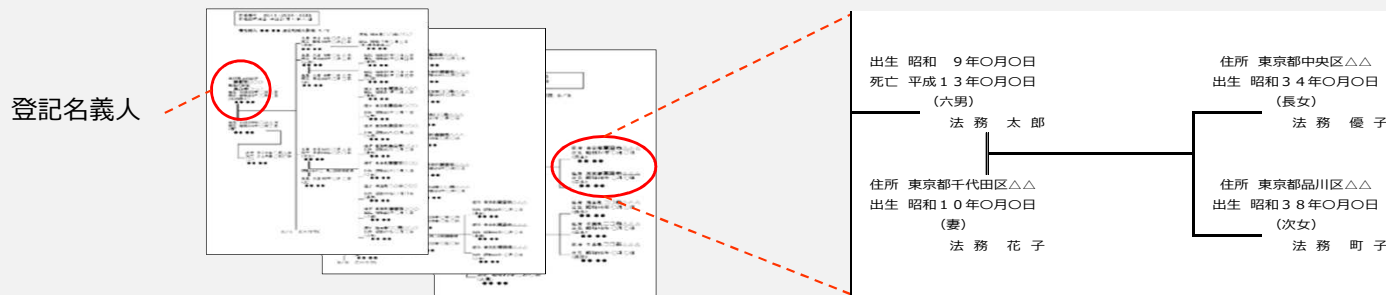


**制度概要** 公共事業等の実施主体（国・地方公共団体）からの求めに応じて、長期間（死亡後30年以上）にわたり相続登記がされていない土地について、**登記官が法定相続人を探索し、相続人の一覧図（法定相続人情報）を作成する制度**

※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づくもの。平成30年11月15日施行

## 効果

- 事業実施主体の**所有者探索を簡便化**
- 用地取得が容易になり、**事業実施を促進**



(作業フロー)



(これまでの実績)  
平成30年11月から、全国50局の法務局において、**合計・登記名義人約71,000人分（約195,000筆分）**の法定相続人情報の備付けを完了し、事業実施主体に提供済み

## 政府方針(\*)を踏まえた運用改善に当たっての方向性

- ・ 地域住民の利益につながるよう、**事業実施主体からの要望に対し、よりの確に対応**
- ・ 公共事業がより円滑に実施されるよう、**作業の迅速性を高め、効率化を図る**

(※)所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日関係閣僚会議決定)

## 改善点

### ① 民間事業者からの要望の受入れ

地域の発展のため、民間事業者が行うニーズが高い公共的事業にも対応することとする

### ② 法定相続人情報の作成要件の緩和

事業実施主体のニーズに基づき、より広く、法定相続人の探索作業を実施することとする

### ③ 作業の効率化・合理化の一層の促進

緊急性や必要性の高い公共事業に対し、より迅速に解消作業を実施し、幅広い事業に成果を届けることとする

## 民間が行う事業のうち、法律上の根拠

▷ **法等有る事業であり、公共性の高いもの**（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）を、**要望受入れの対象とするよう、運用を見直し**

▷ 法務局の行う法定相続人情報作成の要件(死亡後の経過年数)を、**30年から10年に短縮し、対象土地の範囲を拡大**  
※政令改正を実施予定

▷ 解消作業の対象とする**土地の選定につき運用を見直し**

▷ 受託事業者と**法務局が連携・協働し、集中的に作業実施**

上記①～③の見直し後の新たな運用につき、**令和4年4月1日開始**を予定

# 長期相続登記等未了土地解消作業による成果

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）  
平成30年11月15日施行

## 制度概要

長期間にわたり相続登記がされていない土地について、登記官が、公共事業等の実施主体からの求めに応じて法定相続人を探索し、その結果を**長期相続登記等未了土地へ登記**するとともに、**法定相続人情報**を登記所へ備え付けることにより、事業実施主体が公共事業等の遂行に活用することができるようにする制度

## ★ 効果

- 事業実施主体の所有者探索を簡便化し、コストを削減
- 公共事業用地の取得等が容易になり、円滑な事業の実施を促進

<長期相続登記等未了土地>



登記名義人



<法定相続人情報>



※法定相続人情報  
登記官が戸除籍謄本に基づき作成する、所有権の登記名義人に係る相続人を一覧化した図

<登記記録>

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	長期相続登記等未了土地	余 白	作成番号 第5100-2019-0001号 令和何年何月何日付記

## 手続の流れ

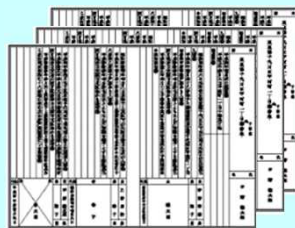
① 事業実施主体からの要望を聴取し、対象土地を決定



用地対策連絡会（主催：岡山県）

説明会等を実施し、要望を聴取した上で、作業対象とする土地を決定

② 登記官による法定相続人の調査  
(調査の一部は事業者へ委託)



<戸籍の変遷>  
・明治5年式戸籍  
・明治19年式戸籍  
・明治31年式戸籍  
・大正4年式戸籍  
・昭和23年式戸籍  
・平成6年式戸籍

難解な旧戸籍や相続関係法制についての知識も求められる



③ 法定相続人情報の作成



収集した戸除籍謄本に基づき、相続関係をまとめた一覧図を作成し、登記所に備付け



④ 事業実施主体へ提供

復旧作業の本格化に当たり、有効的に活用させていただきます



朝倉市長への手交の様子  
(出典：福岡法務局ホームページ)



# 長期相続登記等未了土地解消作業による成果

## □ 具体例

### ★平成29年7月九州北部豪雨復旧・復興事業（福岡県朝倉市）

記録的豪雨の影響により市内各地で災害が発生した速やかに復旧工事を進めるため、朝倉市からの求めに応じ、**朝倉市の土地約2,000筆の土地**について、登記官が**800人を超える登記名義人の法定相続人の探索**を実施した法定相続人情報の活用により所有者探索が大幅に省力化された

(自治体を実施した事例においては、)登記簿に明治時代の所有者しか記載されていなかったことから、所有者の把握に時間を要し、用地取得に**約10年要した**  
(出典：平成29年6月所有者不明土地問題研究会中間整理)

→**迅速な復旧・復興作業の実施に寄与**

相続人が最も多い土地では、1筆でおよそ**290人**もの相続人が存在



法定相続人情報の活用により、迅速な復旧工事が実現



<被災地域（志波地区）の復旧の様子>（出典：朝倉市）

### ★平成30年7月豪雨災害復旧事業（岡山県倉敷市）

甚大な被害が生じた<sup>まび</sup>真備地区の**土地約1,600筆の土地**について、登記官が**700人を超える登記名義人の法定相続人の探索**を実施  
→上記同様、法定相続人情報が迅速な復旧・復興作業の実施に寄与

<末政川復旧工事の様子>（出典：岡山県）



### ★復旧事業以外の各種公共事業においても活用

- 八丈町道路拡張事業（東京都）
- 開成駅前通り線周辺地区土地区画整理事業（神奈川県）
- 国道422号線道路改築事業（滋賀県）
- 仙台市海岸公園整備事業（宮城県） 等

## □ 令和3年10月31日現在

全国50局の法務局において、合計で**登記名義人約71,000人分(約195,000筆分)**の法定相続人情報の備付けを完了し、事業実施主体へ提供